

議員提出第12号

実効性あるカーボンプライシングの推進の加速化を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年12月14日

提出者 吉川市議会議員 岩田 京子

賛成者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

〃 齋藤 詔治

吉川市議会議長 加藤 克明 様

提案理由 口頭

## 実効性あるカーボンプライシングの推進の加速化を求める意見書

英グラスゴーで開かれていた気候変動枠組み条約第 26 回締約国会議（COP26）は 11 月 13 日、成果文書「グラスゴー気候合意」を採択して閉幕しました。

産業革命前と比べ「1.5 度に抑える努力を追求する」ことを世界の共通目標とすることを確認できたことや、排出抑制対策を講じていない石炭火力や非効率な化石燃料補助金に対し段階的削減を加速することの合意がされました。そして何と云っても、パリ協定のルールブックが 6 年越しに完成がされたことは、大変な成果でありました。

日本は「1.5 度目標」を達成するためには、30 年度までに温室効果ガスの排出量を 13 年比で 46%削減（50%の高みを目指す）、50 年度までに実質ゼロの目標達成が何としても求められます。そして、その実現には社会全体で排出削減に向けた迅速な行動の変化が必要です。

社会全体の行動の変化を実現するには、損失に見合ったコストを、排出者が排出量に応じて負担する公平な仕組みとして実効性あるカーボンプライシングを推進していくことが不可欠です。社会全体に影響を及ぼす制度ではありますが、その目的や効果を正しく伝える情報発信と早期実施が重要です。

企業の中でも脱炭素化を目指してグローバルにサプライチェーンの取引先を選別する動きが加速し、脱炭素の取り組みに対する機関投資家、株主、顧客、社員といったステークホルダーの関心も高まっています。他国が次々と炭素税や排出量取引、炭素国境調整措置をしはじめ、日本企業の国際競争力や日本の産業立地競争力を低下させる可能性があります。取り組みの遅れが、企業価値にも影響を与えかねません。

よって国におかれましては、30 年度までの CO<sub>2</sub>排出削減目標を確実に実現するために、実効性あるカーボンプライシングの推進の加速化を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 12 月 14 日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

経済産業大臣

総務大臣

環境大臣